

器具又は容器包装を製造する営業に関する基準に沿った衛生管理を実施する際の参考となる取組内容について

1. 経緯

食品衛生法（以下「法」という。）第 52 条に基づき、器具又は容器包装を製造する営業の施設の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置について、①一般衛生管理（施設の内外の清潔保持その他一般的な衛生管理に関すること。法第 52 条第 1 項第 1 号。）及び②適正製造管理（食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な適正に製造を管理するための取組に関すること。法第 52 条第 1 項第 2 号。）に関する基準を、食品衛生法施行規則（以下「施行規則」という。）第 66 条の 5 にて定めている。

当該施行規則は、令和 4 年 11 月 4 日の本部会で示した方針のとおり、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 49 号）によって令和 5 年 11 月 30 日に改正を行い、ポジティブリストの再整理に伴う告示改正の施行に合わせて令和 7 年 6 月 1 日より施行を予定しており、その施行通知^{*1}により改正された通知^{*2}中で「施行規則第 66 条の 5 第 1 項及び第 2 項の各号における取組内容に関することについては、別途通知すること。」（参考資料 2-1 参照）としている。

2. 対応状況

製造管理をはじめ導入する事業者向けに参考となる取組内容に関しては、業界団体や専門家を交えて検討（参考資料 2-2 参照）を行い、別紙 2 のとおり取りまとめられたところ。

3. 今後の方針

本部会后、別紙 2-1 の内容を事業者における取組の参考にしてもらうよう、厚生労働省より都道府県、保健所設置市、業界団体等に通知する。

^{*1} 「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う関係通知の改正について」（令和 5 年 12 月 27 日付け健生発 1227 第 3 号厚生労働省健康・生活衛生局長通知）

^{*2} 「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政省令の制定について」（令和元年 11 月 7 日付け生食発 1107 第 1 号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知。令和 7 年 6 月 1 日施行後。）